○佐久市・北佐久郡環境施設組合議会議会運営委員会条例

平成26年11月４日条例第８号

（目的）

第１条　佐久市・北佐久郡環境施設組合議会の円滑かつ適正な運営を期するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第109条の規定に基づき、議会運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（協議事項）

第２条　委員会で協議する事項は、次のとおりとする。

（１）　会期に関すること。

（２）　議事日程に関すること。

（３）　議事進行に関すること。

（４）　その他議会の運営に必要なこと。

（委員の定数及び選任）

第３条　委員会の委員の定数は６人とし、議長が会議に諮って指名する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

２　任期満了による委員の改選は、任期満了の前に行うことができる。

３　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員の任期の起算）

第５条　委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が、任期満了の日前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

（委員長及び副委員長）

第６条　委員会に委員長及び副委員長１人を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

３　委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

（委員長及び副委員長がともにないときの互選）

第７条　委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

２　前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

（委員長の議事整理権及び秩序保持権）

第８条　委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

（委員長の職務代行）

第９条　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

２　委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

（委員長及び副委員長の辞任）

第10条　委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

（委員の辞任）

第11条　委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

（招集）

第12条　委員会は、委員長が招集する。

２　委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったとき

は、委員長は委員会を招集しなければならない。

（定足数）

第13条　委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

（表決）

第14条　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

２　前項の場合において、委員長は委員として議決に加わることができない。

（関係者の出席及び発言）

第15条　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の議員又は組合長若しくは副組合長の出席及び発言を求めることができる。この場合、議長を経てしなければならない。

（議長又は副議長の出席）

第16条　議長又は副議長は、委員会に出席しなければならない。

（秩序保持に関する措置）

第17条　委員会において法、佐久市・北佐久郡環境施設組合議会会議規則（平成26年佐久市・北佐久郡環境施設組合議会規則第１号）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。

２　委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

３　委員長は、委員会が騒然として整理することが困難と認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

（補則）

第18条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は委員会で決定する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。